

社会福祉法人 桃蹊会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員がさらに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標

全職員の有給休暇の取得率を政府が目標とする70%を上回る75%以上とする。

<実施期間・取組内容>

- 2022年4月～ 毎月全職員の有給休暇取得率を把握する。
- 2022年4月～ 取得率の低い職員については取得を促し偏りをなくする。
- 2022年4月～ 取得率の集計結果を毎月の職員会議で報告する。